

# 土浦市立新治学園義務教育学校いじめ防止基本方針

平成30年4月 1日策定  
令和2年2月28日改訂  
令和3年2月10日改訂  
令和4年2月25日改訂

## 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。  
そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

上記の考えのもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童生徒はない。」という基本認識にたち、全校の児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①教育活動全体を通して、全ての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ②いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ③いじめの早期発見のため、児童生徒に寄り添った指導や各種アンケート等を適宜行う。
- ④いじめの早期解決のため、当該児童生徒の安全を保証するために、学校内の組織を機能させると共に、保護者、地域との連携や各種団体、専門家と協力して解決にあたる。また、児童生徒の精神面でのフォロー等事後指導を十分に行う。
- ⑤情報通信機器やSNSを通じて行われるいじめに対する措置を推進する。

## 2 いじめ未然防止のための取り組み

児童生徒が主体的・対話的に取り組む授業や一人一人に活躍の場のある授業づくりを進めることにより、基礎基本の定着を図り、学習に対する達成感や成就感を味わわせる。児童生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる集団づくりを進め自己有用感や自尊感情を育む教育活動を展開する。

道徳の時間には命の大切さ、人権尊重の指導を行う。特別活動の時間には、人権集会等により、いじめについて主体的に考え、「いじめを許さない」学校づくりに児童生徒を主体的に取り組ませる。

### (1) 児童生徒が主体的・対話的に取り組む授業づくり

- ①学び合う授業づくりの推進  
学習形態を工夫し、互いに聞き合い・学び合いのできる授業展開、授業の雰囲気づくりに取り組む。
- ②個に応じた指導の充実  
必要に応じて個別指導の充実を図り、基礎基本の定着を図り、学習への参加意欲の向上を目指す。
- ③家庭学習の習慣化  
基礎基本の定着のため、補充学習としての家庭学習の習慣化・定着を図る。

### (2) 自己有用感や自尊感情を育む集団づくり・教育活動の展開

- ①人との関わり方を身につけるためのトレーニング活動の実施  
毎月1回、学活の時間を利用し、ソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では、思いや考へが違うことに気づかせ、その中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送らせる。
- ②人とつながる体験活動  
友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と相互交流の工夫を行うことで、コミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童生徒会活動、総合的な学習の時間における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

### (3) いじめを許さない、見過ごさない学校・学級づくり

#### ①朝のあいさつ運動の実施

児童生徒会を中心当番制で、毎週月曜日に朝のあいさつ運動を行う。

#### ②道徳の時間の設定

道徳の時間を確保し毎週1時間は道徳の授業を行う。学期に1回は、「いじめ問題」を題材として授業を行う。

#### ③生徒主体の取り組み

各委員会主催の児童生徒集会を学期1回開催し、その中で「いじめ問題について」考える場を設ける。(児童生徒主催の人権集会など)

### 3 いじめの早期発見のための取り組み

#### (1) いじめの早期発見のために

- ①「いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての職員が児童生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけていくことが必要である。
- ②おかしいと感じた児童生徒がいる場合には、管理職、生徒指導主事に速やかに報告し、情報の共有を図ると共に、状況について確認し、より大勢の目で見守るとともに、速やかな対応を行う。
- ③様子に変化が見られる場合は、教師が積極的に働きかけを行い児童生徒に安心感をもたらすとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該児童生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④記名式の学校生活アンケートを学期に1回、C&S質問紙調査を年2回程度行い、児童生徒の悩みや人間関係を調査し、学校生活の満足度を把握する。
- ⑤学期1回、「教育相談期間」を設定し、学校生活等における悩みや課題等を把握する。

### 4 いじめの早期解決に向けての取り組み

#### (1) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ①いじめの問題を発見したときには、学級担任で抱え込むことなく、校長以下全ての職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③傍観者の立場にいる児童生徒たちにもいじめと同様であるということを指導する。
- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤いじめられている児童生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら指導をしていく。
- ⑥ネット上に個人情報等を掲載しないように指導し、不適切な書き込み等については、プロバイダに対し、直ちに削除する措置をとる。
- ⑦所轄警察署と連携し、適切に援助を求める。
- ⑧市教育委員会と連携し、ネットパトロールを実施する。
- ⑨いじめられている児童生徒の心の傷を癒やすために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら指導していく。

#### (2) 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

- ①いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かし、学校内だけで問題解決をしない。
- ②学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「ポプラ広場」電話相談等の相談窓口の利用等を勧める。

### 5 いじめ問題に取り組むための校内組織

#### (1) 学校内の組織

##### ①生徒指導部会

週1回全職員で問題傾向を有する児童生徒について、各学級から現状や指導状況についての情報交換、及び共通行動についての確認を行う。

##### ②いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、豊かな心育成コーディネーター、該当担任、児童生徒支援、スクールカウンセラーをメンバーとする「いじめ対策委員会」を設置する。月1回の定例会及び必要に応じて臨時の委員会やケース会議を開催する。

#### (2) 重大事態への対応

いじめにより当該児童・生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じ、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、以下の対処を行う。

- ①重大事態（疑いを含む）が発生した旨を、土浦市教育委員会に速やかに報告する。
- ②土浦市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。犯罪行為として取り扱われるべきものについては、土浦市教育委員会及び土浦警察署等と連携して対処する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

#### (3) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずにいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取り組みを評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取り組み
- ・いじめの再発を防止するための取り組みに関するこ

### いじめ防止に向けた年間計画

月	いじめ防止推進委員会	未然防止に向けた取組	早期発見・早期対応に向けた取組
4	・定例会の開催 年間及び1学期の取組について	・7年保護者向けネット関連の注意喚起 ・道徳（主題：いじめについて、全学年）	
5	・定例会の開催	・生徒集会	・第1回C&S質問紙調査（記名式）
6	・定例会の開催	・校内研修(一人一人を生かす授業づくり) ・情報モラル講演会（5～9年）	・学校生活アンケートの実施
7	・定例会の開催 1学期の取組の反省・評価	・学校評価（保護者アンケート①の実施）	・教育相談、三者面談（対児童生徒、対保護者）
8		・校内研修（いじめ防止に向けて）	
9	・定例会の開催 2学期の取組について	・道徳（主題：いじめについて、全学年）	
10	・定例会の開催	・校内授業研修（授業を見合う会） ・ネット環境等のアンケート（各学年抽出クラス生徒・保護者）	・学校生活アンケートの実施
11	・定例会の開催	・学校評価（保護者アンケート②の実施）	・教育相談、三者面談（対児童生徒、対保護者）
12	・定例会の開催 2学期の取組の反省・評価	・人権集会（みんななかよし集会） ・校内授業研修（授業を見合う会）	
1	・定例会の開催 3学期の取り組みについて	・道徳（主題：いじめについて、全学年）	
2	・定例会の開催	・校内研修についてのまとめ	・第2回C&S質問紙調査（記名式） ・教育相談（対児童生徒）
3	・定例会の開催 年間のまとめ、反省及び評価		・学校生活アンケートの実施

※いじめ問題が起こった際は、臨時の委員会・ケース会議を隨時開催する。